

保護者の皆様

伊丹市教育長

## 緊急事態宣言解除に伴う臨時休校等の基準について

平素より本市の教育活動にご理解とご支援を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、この度、19都道府県に発令されていた緊急事態宣言と、8県に適用されていたまん延防止等重点措置が9月30日の期限をもって全て解除されました。

本市におきましても、この度の宣言解除を受け、緊急事態宣言解除後における児童生徒等の感染に伴う臨時休校の基準を、下記のとおり見直すことといたしました。

各ご家庭におかれましては、本趣旨をご理解いただくとともに、引き続き、日々の健康観察等の感染症対策を講じてくださいますようお願いいたします。

なお、今後、地域の感染状況等を踏まえ、本基準を見直すことがございます。

### 記

## 1 基準

### (1) 学級閉鎖

- ・ 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
  - ① 同一の学級において、複数の児童生徒の感染が判明した場合
  - ② 感染が確認された者が1人であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
  - ③ 1名の感染が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
  - ④ その他、市教育委員会で必要と判断した場合
- ・ 学級閉鎖の期間としては、5～7日を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響を踏まえて判断する。

### (2) 学年閉鎖

同一学年で複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、市教育委員会と協議の上、学年を閉鎖する。

### (3) 臨時休校

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、市教育委員会と協議の上、臨時休校とする。

### (4) その他

保育所、こども園及び児童くらは原則開所とし、保健所による調査に基づき、検査対象やそれにかかる日数を踏まえ、市教育委員会と協議の上、特別保育の実施あるいは休所とする。

## 2 留意事項

- ① 保健所と連携を図り、学校園の対応について協議する。
- ② 教職員の感染が確認された場合は、市教育委員会と協議の上、必要に応じて個別に対策を講じる。
- ③ 1つの学級や学年等において出席停止の人数が多くなり、教育活動に支障が出る可能性がある場合は、市教育委員会と協議の上、必要に応じて個別に対策を講じる。
- ④ 学校関係者（園児児童生徒・教職員等）の感染が確認された場合は、個人が特定されることがないように配慮した上で、当該学校の保護者のみに公表する。
  - ※ 調査期間に登校していない等、学校に影響がないことが事前に確認されている場合は公表しない。
- ⑤ 校内で感染が広がっている場合（クラスターの発生等）は、個人が特定されることがないように配慮した上で公表する。
- ⑥ 部活動については、本基準に準じる。